

### <登録の際の注意事項>

- ◎ 下記のチーム登録の要件、登録選手の資格等をよく読んで間違いのないようにしてください。登録票を事前送付の場合は、3月2日（日）までに、杉渕宛ご送付ください。

送付先：〒251-0053 藤沢市本町3-14-20 杉渕 武

特に、所属審判員については、5名以上いなければ登録できません。

### 《協会加盟登録（社会人）についての規定》

#### 1 チーム登録の要件

- (1) 各チームは、実業団チームか、クラブチームかを選択する。

#### (2) A 実業団チームについて

- ① 所在地が藤沢市内にあること。  
② 登録選手は、同一の事業組織、またはそれに準じた組織に勤務する者からなること。

#### B クラブチームについて

- ① 所在地が藤沢市内にあること。  
② 登録選手は、主たるメンバー（登録選手の3分の2以上）が、藤沢市内に在住、在勤、在学している者からなること。  
(3) チーム所属審判員については、資格のある者を5名以上登録すること。

#### 2 登録選手の資格

- (1) 登録時に満18歳以上であることを原則とする。但し、実業団チームはこの限りでない。また、クラブチームについては、傷害時等の責任はチームが負うことを条件に、1チーム5名まで、市内在住の高校生、或いは18歳未満の者を登録することができる。登録時に満18歳以上とは、2025年度については、2007年（平成19年）4月1日以前に生まれた者が該当する。  
(2) 高体連、大学連盟に登録している者は、登録できない。  
(3) 本協会での二重登録は認められない。  
(4) 年度内での選手の移籍は認められない。

#### 3 チーム役員について

- (1) 代表者、理事、監督、所属審判員は選手登録しなければ、試合に出場できない。  
また、他のチームの選手を兼ねることはできない。

#### 4 その他

- (1) チームの新規登録は、5月の社会人委員会までとする。  
(2) 選手の追加登録は、11月の社会人委員会までとする。

※登録は次回の社会人委員会（3月5日予定、日時・会場を連絡）で行います。

※総合選手権大会（3月30日から予定）に出場予定チームは、次回必ず登録してください。登録加盟費は2万円です。